

## 1. 目的

平成23年の社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正により、一定の研修を受けた介護職員等は、一定の条件の下で喀痰吸引等の行為を実施できることとなりました。そこで、当協会では医療団体としての特性を活かし、登録研修機関として、喀痰吸引等をより適切に実施できる介護職員等を養成してまいります。

◇新カリキュラムの養成課程を経た平成28年度以降（予定）の介護福祉士国家試験合格者については、資格の取得により、たんの吸引等を実施できることとされており、看護職における認定看護師や特定看護師と同様に、より専門性の高い上級の介護職として評価されていくと予測されます。すでに介護福祉士の資格をお持ちの方や介護職員として現場で活躍されている方におかれましては、是非本研修を受講いただき、さらにチーム医療の可能性を広げていきましょう！

◇24時間常時1名以上の喀痰吸引等を実施できる介護職員を配置し、夜勤帯もカバーするには、少なくとも1施設6名の研修修了者を養成しておく必要があります！

## 2. 日慢協の喀痰吸引等研修の特色

### \*医療団体が主催する全国初のたんの吸引等研修！

「慢性期医療認定講座」や「医療介護福祉士認定講座」などの研修を開催してきた実績に基づき、慢性期医療を熟知したレベルの高い講師陣を擁しています。

### \*喀痰吸引等の行為の習熟をとおして慢性期医療のレベルアップを目指す！

医療団体主催の研修の特色として、喀痰吸引等の行為の習熟をとおして慢性期医療の知識と技術のレベルアップを目指し、看護師等との連携を深めていきます。

### \*医療現場に携わる講師による懇切丁寧な演習指導を展開！

慢性期医療の第一線で活躍する看護師約80名を演習講師として登録しており、現場における実践を見とおした懇切丁寧な演習指導を展開しております。

### \*医療機関に勤務する介護職員等も受講可能！

本研修を修了した介護職員等が新たに身に付けた技術を生かして活躍できる場は、現在のところ、特養や老健などの介護関係施設や障害者支援施設ですが、将来的には医療機関にもその活躍の場が広がっていくことが予想され、今から準備しておくことをお勧めいたします。

### \*全国を対象に定員は100名！

各都道府県における研修は都道府県ごとに比較的小規模で開催されていますが、当協会では定員を100名としております。全国からの受講生が参加しますので、慢性期医療に携わる仲間と出会うことができる絶好のチャンスとなっております。

### 3. 介護職員等対象の研修内容

①基本研修：講義50時間＋筆記試験＋シミュレータ**演習**

＋

②**実地研修**：現在勤務している自施設または同一・関連法人内の施設など、受講者が確保した実地研修施設において実施。

※実地研修は、業務の必要に応じて、下記の「第1号研修」または「第2号研修」のどちらかの研修体系を選択して実施することになります。（講義と演習の内容は、第1号、第2号共通です。）

※いずれも、介護職員が複数の利用者に喀痰吸引等の行為を実施するための研修体系です。（不特定多数の者対象研修）。

研修体系	実施する行為の種類	行為数
第1号研修	喀痰吸引：①口腔内、②鼻腔内、③気管カニューレ 経管栄養：④胃ろう又は腸ろう、⑤経鼻経管栄養	5行為
第2号研修	喀痰吸引：①口腔内、②鼻腔内 経管栄養：③胃ろう又は腸ろう	3行為

### 4. 研修対象者

病院、介護老人福祉施設（特養）、介護老人保健施設（老健）、有料老人ホーム、グループホーム、障害者（児）施設等、訪問介護事業者等に就業している介護職員等（介護福祉士を含む）を対象とする。

- ①原則として、就業している事業所もしくは同一・関連法人の施設が登録特定行為事業者として登録申請している、または登録申請を行う予定であること。
- ②現在勤務している事業所の施設長が推薦した者であること。
- ③全課程出席可能であること。（欠席の補講はありません。遅刻・早退も不可）
- ④受講者が勤務している施設もしくは同一・関連法人の施設など、実地研修施設を確保できること。
- ⑤実地研修の指導看護師を確保できること。

⇒指導看護師とは、厚生労働省や各都道府県による指導者講習（不特定多数の者対象）もしくは当協会が開催する「指導者養成研修」等の修了者をいう。

本研修を修了した介護職員等が都道府県の**従事者認定**の登録を受け、たんの吸引等を行うためには、所属している下記施設等が**登録事業者**となる必要があります。

介護関係施設：介護老人福祉施設、介護老人保健施設、グループホーム、有料老人ホーム、通所介護、短期入所生活介護等

障害者支援施設等：通所施設及びケアホーム、障害児（者）施設等

在宅：訪問介護、重度訪問介護（移動中や外出先を含む）等

特別支援学校

**注意！医療療養病床や介護療養型医療施設も含めて、医療機関では介護職員等がたんの吸引等の行為を実務として行うことはできません。**

## 5. 研修日程・会場（予定）

日 程：全9日間〈講義〉平成26年10月18日（土）～10月24日（金）  
 〈演習〉平成26年11月 6日（木）・7日（金）

会 場：メディス関西本部研修センター

〒654-0161 兵庫県神戸市須磨区弥栄台3丁目15-1

TEL. 078-794-8822 FAX. 078-794-7822 <http://www.medis.bz/offices/>

（交通）神戸市営地下鉄「総合運動公園」駅より徒歩8分

		月 日	時間（予定）	研修内容（予定）
講 義	1日目	10月18日（土）	9：00～18：10	保健医療制度とチーム医療、人間と社会、安全な療養生活
	2日目	10月19日（日）	9：00～18：30	清潔保持と感染予防、健康状態の把握
	3日目	10月20日（月）	9：00～18：50	「喀痰吸引」概論、 「喀痰吸引」実施手順解説
	4日目	10月21日（火）	9：00～18：30	「喀痰吸引」概論、 「喀痰吸引」実施手順解説
	5日目	10月22日（水）	9：00～18：20	「経管栄養」概論
	6日目	10月23日（木）	9：00～18：20	「経管栄養」概論、 「経管栄養」実施手順解説
	7日目	10月24日（金）	9：00～16：50	「経管栄養」実施手順解説、救急蘇生法演習、筆記試験
演 習	1日目	11月6日（木）	9：00～18：00	
	2日目	11月7日（金）	9：00～16：20	修了式

6. 募集定員 100名

7. 申込締切 平成26年9月5日（金）

8. 受講料 テキスト代、昼食（弁当）代を含みます。

日本慢性期医療協会会員施設からの参加	80,000円/人
一般参加（会員施設以外からの参加）	120,000円/人

※交通・宿泊につきましてはご自身での手配をお願いいたします。

## 9. 実地研修について 実地研修は下記の施設で実施することができます。

病院（介護療養型医療施設、医療療養病床等）、介護老人福祉施設（特養）、介護老人保健施設（老健）、有料老人ホーム、グループホーム、障害者（児）施設等

※病院については、患者の状態が安定しており、実地研修の受入れが可能であれば、介護療養型医療施設だけでなく、医療療養病床においても実施することができます。

※所属施設または同一・関連法人内の施設において実地研修を行う場合、実地研修前に、「実地研修体制確認シート」と「実地研修実施機関承諾書」の提出をお願いいたします。

※当協会から実地研修施設を紹介はいたしません。

勤務先、もしくは同一・関連法人内の施設で実地研修を実施できない場合は、地域などで交流のある施設をお願いしていただきますようお願いいたします。

### 〈実地研修の体制について〉

#### ① 実地研修では、指導看護師の指導の下、下記の行為を実施します。

行 為		実施回数
喀痰吸引	口腔内吸引	10回以上
	鼻腔内吸引	20回以上
	気管カニューレ内部	20回以上
経管栄養	胃ろう又は腸ろう	20回以上
	経鼻経管栄養	20回以上

※本研修の喀痰吸引についてのシミュレータ演習は通常手順を実施します。人工呼吸器装着者に対するシミュレータ演習は実施しませんので、人工呼吸器装着者に対するたんの吸引の実地研修は実施できません。

#### ② 実施施設において、以下の要件を満たしていることが必要です。

- (ア) 対象者本人とその家族が実地研修の実施に協力できること。
- (イ) 医療、介護等の関係者による連携体制があること。
- (ウ) 実地研修を受ける介護職員等を受け入れる際、実地研修の場において介護職員等を指導する医師又は指導看護師について、介護職員等数名につき、1人以上の配置が可能であること。
- (エ) 有料老人ホーム、グループホーム、障害者（児）施設等においては、常勤の看護師の配置又は医療連携体制加算をとっていること。
- (オ) 過去5年以内に、都道府県から介護保険法第91条の2に基づく勧告、命令及び第92条に基づく指定の効力の停止（障害者総合支援法、児童福祉法等による同様の勧告等を含む。）を受けたことがないこと。
- (カ) たんの吸引及び経管栄養の対象者が適当数入所又はサービスを利用していること。
- (キ) 施設又は事業者の責任者及び職員が実地研修の実施に協力できること